

■認知症基本法に基づく市認知症施策推進計画の策定検討について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき、政府では「認知症施策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和6年12月に策定し、県及び市町村においても地方公共団体の責務として、認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定が努力義務とされている。

1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）は以下の概要のとおり。

(1) 法の目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

(2) 法の基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

(3) 認知症施策推進基本計画及び推進計画における基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - ⑥相談体制の整備等
 - ⑦研究等の推進等
 - ⑧認知症の予防等
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

2 市町村の実情に応じた推進計画の策定

基本計画策定後の厚生労働省の通知では、推進計画の策定に当たって、「推進計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合に、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できる」と示されており、市町村の実情に応じた推進計画の策定が可能とされている。

3 本市における推進計画の策定検討

令和7年度に実施する清須市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に伴う各種アンケートにおいては、推進計画の策定に必要な調査項目の検討も実施し、本市における推進計画の必要性や策定方法について検討する。

